四九八　モーリシャス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモーリシャス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　三

四九九　税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約への締約国の追加に関する件　二四　三

五〇〇　租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のボスニア・ヘルツェゴビナによる批准に関する件　二四　三

五〇一　スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件　二五　275　九〇

五〇二　二千六年の海上の労働に関する条約の一部の改正に関する件　二五　275　一〇〇

五〇四　商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する件　二八　一〇

○財務省

二八二　令和二年七月豪雨に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域について別に定める日を指定する件　一七

二八三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　一　250　四七

二八四―二九二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　256　五六

二九三―二九五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　256　六五

二九六―二九七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　260　四

二九八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一一　260　五

二九九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　260　六

三〇〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一一　260　六

三〇一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　260　六

三〇二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一一　260　七

三〇三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　260　八

三〇四　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する告示　二三　271　六

三〇五　財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式の一部を改正する告示　二三　271　二三

三〇六　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二五　七

三〇七　支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の告示　二五　275　一〇〇

三〇八　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　二五　275　一〇一

三〇九　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令第一条第二項に基づき、同項の財務大臣が定める者を定める告示の一部を改正する告示　二八　一〇

三一〇　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令第一条第一項第五号に基づき、同号の財務大臣が定めるものを定める告示の一部を改正する告示　二八　一〇

○財務省、農林水産省

二一一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　五

二一三　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　六

二一四　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　六

○財務省、農林水産省、経済産業省

二一七　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　一四　二

○国税庁

一八　国税通則法第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件　一　七

一九　国税徴収法施行規則第一条の四第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件　一　七

二〇　熊本県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件　一　七